

国名
ウクライナ
在外公館名
在ウクライナ日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月31日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に、申告書、医師／医療機関からの処方せん（患者の名前が記載されていること）を在日ウクライナ大使館で承認を受けたもの、有効な旅券、ウクライナ国内で登録された医薬品の場合はメーカーの品質保証書を提示する必要がある。</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬の持ち込み可能な量の上限は、処方箋に記載されている量かつ、アンプル10本以内、50錠以内、経皮吸収パッチ10枚以内となっている。</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品については、医師の処方せんがあり、各種5箱以内かつ医師の処方せんの数以内であれば、特に申告の必要はない。</p> <p>○ 法令が変更されている可能性があるため、事前に在日ウクライナ大使館に確認することが望ましい。</p> <p>（参考）在日ウクライナ大使館 電話：03-5474-9773（領事部） FAX：03-5474-9772 メール：emb_jp@mfa.gov.ua</p>

<https://japan.mfa.gov.ua/ja>

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

(参考 URL)

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/z0700-07>